

## 平成 2 1 年第 2 回美郷町議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成 2 1 年 3 月 3 日 ( 火曜日 ) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1 ) 例月出納検査の報告
    - ・平成 2 0 年 1 2 月分
    - ・平成 2 1 年 1 月分
  - 2 ) 随時監査の報告
  - 3 ) 平成 2 1 年 1 月 7 日告示の秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙結果の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに施政方針説明  
陳情上程 ( 委員会付託 )
- 第 5 陳情第 1 号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請  
について ( 陳情 )
- 第 6 陳情第 2 号 最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書  
採択を求める陳情書
- 第 7 陳情第 3 号 後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書  
議案上程・議案審議 ( 説明～質疑～討論～表決 )
- 第 8 同意第 1 号 副町長の選任について  
議案上程 ( 説明 )
- 第 9 議案第 2 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 1 0 議案第 3 号 町道の認定について
- 第 1 1 議案第 4 号 町道の廃止について
- 第 1 2 議案第 5 号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 6 号 美郷町地域活性化基金条例の制定について

- 第 1 4 議案第 7 号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の制定について
- 第 1 5 議案第 8 号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 9 号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 1 7 議案第 1 0 号 美郷町防災行政無線施設設置条例の制定について
- 第 1 8 議案第 1 1 号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第 1 9 議案第 1 2 号 美郷町学友館条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について
- 第 2 1 議案第 1 4 号 指定管理者の指定について
- 第 2 2 議案第 1 5 号 指定管理者の指定について
- 第 2 3 議案第 1 6 号 指定管理者の指定について
- 第 2 4 議案第 1 7 号 指定管理者の指定について
- 第 2 5 議案第 1 8 号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第 2 6 議案第 1 9 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 2 7 議案第 2 0 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 2 8 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度美郷町一般会計補正予算第 8 号
- 第 2 9 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 3 0 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号
- 第 3 1 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 3 2 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 5 号
- 第 3 3 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	深澤 均 君
9番	武藤 威 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（1名）

10番 戸沢 藤一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	総 務 課 長	深澤 廣 君
企画財政課長	小原 正彦 君	税 務 課 長	藤原 茂夫 君
住民生活課長	高橋 潔 君	総合サービス課長	草薙 正子 君
福祉保健課長	辻 一志 君	農 政 課 長	照井 智則 君
商工観光交流課長	小林 宏和 君	建 設 課 長	鈴木 隆 君
出 納 室 長	深澤 章一 君	農業委員会会長	渡 邊 調 君
農 業 委 員 会 長	小野寺 光廣 君	教 育 委 員 長	佐藤 孝 君
農 事 務 局 長		学 務 課 長	高橋 薫 君
教 育 長	後松 順之助 君	幼 児 教 育 課 長	澁谷 陽嗣 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君		
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	深澤 克太郎	庶 務 班 長	鈴木 邦子
主 査	武田 浩之	兼 議 事 班 長	

---

#### 開会及び開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

本定例会に、10番、戸沢藤一君から欠席の届出があります。

それでは、定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回美郷町議会定例会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、20番、飛澤龍右工門君、21番、高橋猛君を指名いたします。

---

#### 会期の決定

議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月16日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長、齊藤新一郎君、登壇願います。

（議会運営副委員長 齊藤新一郎君 登壇）

議会運営副委員長（齊藤新一郎君） おはようございます。

戸沢委員長が体調の関係で欠席をしておりますが、体調の方は順調だそうでございます。大事をとって15日まで休暇をとったと、私につい最近、連絡がありまして、「私のかわりにとど

うかひとつ報告してください」とのご連絡を受けましたので、委員長になりかわりまして報告いたします。

平成21年第2回美郷町議会定例会にあたり、2月25日、27日に議会運営委員会を開催し、次のとおりに決定しました。

はじめに、本定例会の会期は、本日、3月3日から3月16日までの14日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日、3日は、議長の諸般の報告、町長の招集あいさつ並びに施政方針説明があり、陳情の審査を各常任委員会に付託する予定です。その後、同意第1号 副町長の選任についての議案内容の説明、議案審議を行う予定です。その後、議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてから議案第26号

平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までの議案内容の説明を行い終了の予定です。

4日水曜日は、議案第27号 平成21年度美郷町一般会計予算から議案第33号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの議案内容の説明を行い終了の予定です。

5日木曜日は、一般質問を行う予定です。今回の質問者は6名です。

6日金曜日は、3日に説明のありました議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてから議案第26号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までの議案審議を行い終了の予定です。

7日、8日は休会とします。

9日月曜日は、午前10時より本会議を再開し、4日に説明のありました議案第27号 平成21年度美郷町一般会計予算から議案第33号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの全体質疑を行い、平成21年度予算審査を各常任委員会に付託する予定です。

10日は休会とします。

11日水曜日は、本会議を休会し、各常任委員会を開催し、付託されました陳情の審査を行う予定です。

12日木曜日は、本会議を休会し、各常任委員会を開催し、付託されました平成21年度予算審査を行う予定です。

13日金曜日は、本会議を休会し、各常任委員会を開催し、付託されました平成21年度予算審査を行う予定です。

14日、15日は休会とします。

16日月曜日は、午前10時より本会議を再開し、付託されました平成21年度予算審査の委員長報告、議案第27号 平成21年度美郷町一般会計予算から議案第33号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの議案審議を行う予定です。その後、陳情の審査結果についての委員会報告を行い終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

議長（伊藤福章君） ただいま議会運営副委員長から審議予定について報告がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

---

#### 諸般の報告

議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として町の監査委員より例月出納検査、平成20年12月分と21年1月分の報告がありました。2として町の監査委員より随時監査の報告がありました。3として秋田県後期高齢者医療広域連合選挙長より平成21年1月7日告示の秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙結果の報告がありました。それぞれその写しを皆さんのお手元に配布しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

#### 町長の招集あいさつ並びに施政方針説明

議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに施政方針説明を行います。本定例会にあたって、町長より招集あいさつ並びに施政方針説明の申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

---

町長（松田知己君） おはようございます。

平成21年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案

の概要を説明申し上げ、招集のあいさつをいたします。

初めに、総務課関係ですが、予約制乗合タクシーについては、2月末現在での利用登録者が361人、運行実績は、運行便数386便で延べ472人の方の利用がありました。1月19日にダイヤの増便、運賃の引き下げ、予約時刻の改正等を実施した結果、改正前の運行率7%から、21%に上昇し、改善の効果が徐々にあらわれてきております。今後も周知を図りながら、利用実態等を把握し、運行について検討を重ねてまいります。

協働参画のまちづくり事業については、コーディネーターの育成を図るとともに、協働参画推進委員会を開催し、平成21年の拠点施設開設に向けて、具体的な検討を行うとともに、施設名称を美郷町住民活動センター、愛称を「みさぼーと」、町民活動ボランティア活動登録制度への登録者愛称を「みさぼーたー」に決定しております。また、3月には、ボランティアバンクへの登録等の働きかけを広報等で行ない、4月からの業務開始に向けて啓発活動を重点的に行ってまいります。

国の第2次補正予算に係る経済対策の一環として、地域活性化・生活対策臨時交付金事業が創設されました。この制度は、国が定める地方再生戦略及び生活対策に対する事業に対して、国が交付金を交付するもので、美郷町には3億401万2,000円の交付上限額が割り当てられております。

町では、平成20年度で、安心・安全な暮らしの実現のための防災備蓄品整備や建設業の活力再生のための町道整備、情報通信基盤の整備のための小学校パソコン教室の機材整備、平成21年度事業推進のための基金造成事業などの計画を策定し、国に提出しております。

企画財政課関係ですが、ふるさと美郷応援寄付金については、12月から2月までに3件12万円の寄付を受けており、今回、ふるさと美郷子ども育成基金への積み立てを補正計上しております。2月末現在の積立金の合計は117万5,000円です。

税務課関係ですが、町税の収納状況については、2月25日現在で、13億8,645万円となっており、収納率は91.4%となっております。収入未済額は、1億3,029万6,000円、未納率は8.6%となっておりますが、最終的な町税収入としては14億8,600万円、98%の収納率を見込んでおります。また、滞納対策班の町税等各種公金の徴収実績は、1,528件、1,995万9,000円となっております。雇用情勢等の急激な変化を踏まえ、今後も税負担の公平性や財源確保のため、税収の確保に努めてまいります。

住民生活課関係ですが、国の定額給付金について、今定例会に事務費を合わせて3億7,149

万1,000円補正計上しております。手続には、本人確認や振込口座などの個人情報が必要なことから、給付を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意しながら、年度内に給付が開始できるよう準備を進めているところです。

次に、家庭ごみの減量化についてですが、昨年7月から12月までの6カ月間のごみ排出量は、前年同時期との比較で、燃やせるごみは11.5%、275トン、燃やせないごみは23.8%、34トンと、それぞれ減少しております。月平均で、燃やせるごみについては町民1人当たり2キログラムの減、標準的な4人家族では8キログラムの減、ごみ袋換算で2袋分の減であり、町民の減量化意識が定着してきております。

次に、まちづくり交付金事業については、防災行政無線施設の親局を千畑庁舎に、中継局を六郷保健センター西側の駐車場に、屋外子局は六郷庁舎と仙南庁舎に整備する工事が順調に進んでおります。また、防災資機材運搬車につきましては、2台を発注し、3月末に配備する予定です。また防犯灯の整備につきましては、本年度計画しておりました37基がすべて完成し点灯しております。5カ年の全体事業のうち、進捗率は11%です。災害予想区域や避難所などを地図に示した災害ハザードマップは3月末に全戸に配布する予定となっております。

福祉保健課関係ですが、国の2次補正予算に盛り込まれた子育て応援特別手当については、第2子以降の3歳から5歳までの対象児童、町内では約250名ほどに対して1人当たり3万6,000円を支給するものですが、円滑に支給できるよう、現在、事務的な準備を進めております。また、同じく国の2次補正予算に計上された妊婦健康診査臨時特例交付金については、望ましいとされる出産までの14回の健診をすべての妊婦が受診できるよう、平成21年度と22年度の2カ年事業として財政措置を講じるものです。美郷町では、5回分が追加されることとなります。国から標準的な健康診査の実施時期が示されていますので、それに従い、現在、健診を受けている方についても、妊娠月数に応じて追加の受診券が交付されることとなります。

農政課関係ですが、平成21年度の生産調整対策については、昨年12月25日付で、秋田県より、米の需要量2万3,542トンの情報提供を受けております。生産量は、昨年より504トン少なく、町では、1月と2月に美郷町水田農業推進協議会を開催し、配分の一般ルールと交付金の用途を決定しております。配分は基準反収を585キログラム、生産数量配分率67.56%、転作率32.44%で、全町一律配分とし、1月末に農業協同組合及び主食集荷業者から、農家に



対して目標面積の達成をお願いしております。昨年との比較で、転作面積は83.65ヘクタール多い、1,921.66ヘクタールです。なお、加工米については、昨年度同様に市町村への情報提供は行われず、農家の自主的な取り組みを尊重する希望数量申し込みによる手挙げ方式としております。

次に、うりこめ美郷応援事業については、平成21年産の美郷米作付に向けた栽培説明会が12月にJA秋田おぼこ仙南支店で開催され、41ヘクタールの作付が契約されております。また、2月12日から2日間、大田区の米穀の卸業者や販売店を訪問し、販売促進のための調査活動と美郷米PRの販促活動を実施しており、2月末までに48トンの販売実績となっております。次に、農地・水・環境保全向上対策事業については、町内38地区で取り組んでおりますが、1月に全組織を対象として、経理事務指導を実施し、事業の円滑な推進に努めております。

なお、共同活動交付金は、12月3日に支払い事務をすべて終了しております。

商工観光交流課関係ですが、中小企業振興資金制度については、中小企業の経営安定に資するため、制度内容を緊急的に拡充したところですが、その融資状況は、昨年4月から12月末までの9カ月間に53件、3億1,990万円の貸付実行額で、平成19年度同期と比較し、件数では15%増、貸付実行額では約37%増となっております。今後も中小企業の資金需用を的確にとらえ対処してまいります。

2月20日、町誘致企業の秋田三和化成株式会社が、今般の経済状況により、3月末をもって工場閉鎖するとの報告がありました。昭和61年に千畑工業団地で操業が開始され、町民も雇用されてきただけにまことに残念な結果となりました。町との土地賃貸借契約、並びに関係法令等との関連を踏まえ、今後の対応を協議してまいります。

雇用対策については、ハローワークや県・市・町で組織する仙北地域雇用促進連絡会議で、1月27日、合同面接会を開催しました。会場には、県内外の企業30社のうち、町内からは1社が参加しましたが、町内求職者44名のうち、1名が雇用確保されております。雇用情勢改善の兆しが見えない中、関連団体が連携を強化し、引き続き雇用確保に努める旨、2月17日の第3回仙北地域雇用促進連絡会議で確認しております。

なお、緊急雇用対策として募集しました事務補助員には、町内外から25名の応募があり、7名を採用、現在、資料整理作業を行っております。

次に、地販地消関係ですが、美郷町商品券事業振興会が定額給付金の町内消費に向けて、

商品券の割引販売を予定しております。町では、こうしたプレミアム付商品券の取り組みに対して、地販地消推進の一環として支援を講じたく、今定例会に補正計上しております。

また、町商工会青年部と女性部が開発に取り組んだ食品の販売セミナーがそれぞれ開かれました。青年部の「美郷まんま」は昨年12月22日、女性部の「美郷ため中」は2月6日から本格的な販売活動が開始され、3月1日現在、町内で「美郷まんま」は6店舗、「美郷ため中」は10店舗で取り扱われています。2月17日、仙南雁の里ライオンズクラブから後三年、飯詰、両駅記念スタンプの寄贈があり、町では観光客等、乗降客への町PRの一助となるよう、東日本旅客鉄道株式会社横手駅と協議し、2月24日から両駅に設置したところです。

建設課関係ですが、除排雪関係については、今年度は例年より降雪が少なかったことから、一斉出動は19回から21回の出動で、昨年度の3分の2となっております。地域によって、降雪量に差があることから、出動回数に違いがありますが、今後とも均一的な除雪サービスの向上を図ってまいります。

水道関係ですが、水道未普及地域の2,396世帯を対象に、水道整備に関する意向調査を実施しております。今後、調査結果を参考にして、安全で清浄な水を安定供給できる水道の普及向上や水道事業の推進について検討を重ねてまいります。

なお、調査結果については、集積、分析等が終了した後、お知らせいたします。

12月定例会以降の工事発注状況については、道路改良舗装工事として、下千間谷地内線を248万8,000円、歩道整備工事として坪立線ほか1路線を1,122万4,000円、北千間谷地百目木1号線などの道路側溝工事3件、菩提沢川等の河川関連工事2件、安全柵工事2件を664万6,000円、総額2,035万8,000円の発注額となっております。

上下水道関係では、六郷東部地区簡易水道事業として、第3工区1件、803万2,000円の発注額となっております。

業務委託関係では、公共下水道実施設計業務委託として、1件を346万5,000円で発注しております。

学務課関係ですが、来年度に実施される全国学力テストについては、1月13日に教育委員会を開催し、全国に例を見ない市町村別公表をいかにあるとしながらも、子供たちが自分の力を知る権利を奪うべきではないとの判断から、次年度参加を決定しております。全国学力テストそのものは子どもたちの教育水準の維持向上を図り、教職員の資質向上に資するために非常に有効であると認識しております。

また、学校給食費については、給食物資の値上げが加速している状況下では、これまでの給食の質を確保することが困難であるため、食材の流通価格、必要栄養素の確保など、総合的に考慮し、やむなく来年度より、小中学校とも、1食当たり10円の値上げ改定を教育委員会において決定しております。今後とも、子供たちへの安全・安心でおいしい給食提供に努めてまいります。

社会教育課関係ですが、オーストラリアへの中学生海外研修は、1月5日から12日までの間、中学生7名の参加で実施しております。ホームステイやファームでの交流など、現地の生活や文化に直接触れる体験をしております。

また、国指定の重要無形文化財である六郷のかまくら行事は、2月11日から行われ、最終日の15日夜には、緊張感漂う中、恒例の竹うちが行われ、多くの観光客の歓声がわき上がる中、無事に終了しております。

続きまして、提出いたしました議案の概要をご説明申し上げます。

同意第1号 副町長の選任についてですが、佐々木敬治氏を引き続き副町長に選任したく、同意を求めるものです。

議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてですが、同広域連合の議会の議員の定数及び選挙方法を変更するためにお諮りするものです。

議案第3号 町道の認定について、議案第4号 町道の廃止についてですが、町道及び町道の改良に伴いお諮りするものです。

議案第5号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、時間外手当等の算出方法の変更についてお諮りするものです。

議案第6号 美郷町地域活性化基金条例の制定についてですが、新たに同基金を設置することについて条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第7号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の制定についてですが、これまでの美郷町モーター類似旅館規制条例を廃止し、無秩序なホテル建築を規制するために、新たに条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第8号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正についてですが、基金の額を減額することについてお諮りするものです。

議案第9号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてですが、国の開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正に伴い、お諮りするものです。

議案第10号 美郷町防災行政無線施設設置条例の制定についてですが、新たに防災行政無線施設を設置することについて条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第11号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてですが、消防組織法の改正と消防団員定数を変更するため、お諮りするものです。

議案第12号 美郷町学友館条例の一部改正についてですが、入館料の改定に伴いお諮りするものです。

議案第13号、14号、15号、16号、17号、指定管理者の指定についてですが、年度末に指定期間が終了する公の施設について、新たに管理運営する指定管理者及びその指定期間についてお諮りするものです。

議案第18号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について、議案第19号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について、議案第20号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてですが、一般会計からの繰り入れについて、それぞれ美郷町簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の円滑な推進を図るためお諮りするものです。

議案第21号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第8号についてですが、国の第2次補正予算に係る地域活性化生活対策臨時交付金事業、定額給付金事業及び子育て応援特別手当交付金事業に要する経費と、あわせて地販地消を推進するため、町商品券事業、振興会が実施するプレミアム付商品券発行事業への助成経費のほか、平成20年4月から施行された新たな高齢者医療制度の円滑な運営を図るための市町村システム改修に要する経費、過年度の事業の精算等による国費の返還金、財政調整基金及び減債基金の積み立てなどに伴う歳入歳出予算の増額に加え、事業実績及び実績見込みによる各事務事業費の増減についてお諮りするものです。

議案第22号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号、議案第23号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号、議案第24号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号、議案第25号 平成20年度農業集落排水事業特別会計補正予算第5号及び議案第26号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてですが、実績見込みによる歳入歳出予算の増減についてお諮りするものです。

以上、行政報告とともに提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、平成21年度一般会計予算案並びに各特別会計予算案を提案し、ご審議をお願いするに当たり、町政経営に取り組む所信の一端と施策の基本的な方針、主な取り組みをご説明申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

アメリカ発の経済金融危機が世界規模での不況へと進展する中、急激な円高の進行や株価の大幅下落が我が国の経済のみならず、町の産業経済にも中小企業の資金繰りや雇用情勢の悪化など多大な影響を及ぼしております。

このような状況のもと、景気後退に伴い地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中、国は景気回復を最優先する姿勢を示しており、21年度の地方財政対策は、安定的な財政運営に必要な財源の総額を確保することを基本として、生活防衛のための緊急対策に基づき地方交付税を1兆円増額するなどの措置を講じております。

こうした状況において、美郷町では、21年度が美郷町総合計画の前期最終年度に当たることから、平成19年度に実施したまちづくりアンケート結果を踏まえながら、総合計画の前期目標達成に向けた取り組みを実施する必要があります。

私は、これまでの4年間「融和と前進」の基本理念のもとに、町政経営に心掛けてまいりました。おかげさまで、町民の皆様並びに議員各位にはこれまでの取り組みにご理解をいただくとともに、美郷町の一体化意識も醸成されつつあり、まちづくりも着実に進展してきているものと認識しているところです。平成21年度においても、引き続き「融和と前進」の理念を大切にしながら、望む美郷の姿に向かって、まちづくりに適進してまいります。

続いて、本町の平成21年度予算編成方針と予算の概要について申し上げます。

平成19年度決算における財政指標を見ますと、財政の弾力性を示す経常収支比率は、合併時の95.5%から91.4%と、徐々に改善がなされてきておりますが、依然高い指数となっているほか、実質公債費比率についても、平成18年度の19.5%から19.4%に若干の改善はされているものの依然として高く、平成21年度においても更なる行財政改革を推進しつつ、多様化・高度化する住民ニーズに的確な対応が求められております。

このような状況のもと、平成21年度予算の編成に当たっては、財政の健全化を基本認識としながら、次のような点に留意しております。

歳入については、町税をはじめとする一般財源については、的確で公平な課税の把握に努めるとともに、依然厳しい地方財政対策の内容や各般の情勢を踏まえつつ、不測の財政需要や制度改正などにも対応できるよう、地方交付税などの一定の留保に配慮しております。

町債については、実質公債費比率の改善に向けた公債費負担適正化計画を踏まえ、後年度負担に配慮するとともに、適債事業や有利な起債をできる限り活用することで計上しております。

繰入金については、歳入不足に対処するための財政調整基金の取り崩しをしておりますが、後年度の事業計画や財政健全化のための繰上償還を見据え、必要最少額としております。

歳出については、経常収支比率の更なる改善に努めるために、経常経費の徹底した削減、具体的には、19年度決算をベースとした予算計上を基本とし、政策経費の確保に努めるとともに公共施設再編等を見据え、施設管理経費の見直しや既存事務事業の見直しなどを実施しております。

政策経費については、国の緊急経済対策などによる追加配分があるものの、県の更なる財政改革による制度改正、事業縮小・廃止などにより依然厳しい財政状況にありますが、政策展開や制度改正の方向などを的確に捉え、急激な負担増、サービスの縮小にならないよう一定の配慮をしております。

また、複数の課の連携プロジェクトによる事業の集約を図るなど最少の経費で最大の効果を発揮できるよう意を払っております。さらには、町民の目線に立った事務事業の厳選など、真に必要な事業に重点的に配分することを基本として予算編成をしたところであります。

特別会計については、国・県の制度改正による支出金の情報を的確に踏まえつつ、使用料・負担金などの受益者負担の原則にのっとり、適正に計上しております。

その結果、平成21年度の一般会計予算は、104億4,476万3,000円で、平成20年度に比較し0.8%増となりました。これに、国の緊急経済対策により平成20年度3月補正予算案へ前倒しした2億182万6,000円を加えると106億4,658万9,000円で2.8%の増となります。今般の補正は、現下の経済状況にかんがみ、緊急な経済対策を講ずる必要があり、地域経済の活性化に資する事業に予算の重点配分をし、前倒しを実施したことによるものです。

また、特別会計の予算は、国民健康保険特別会計が、24億4,850万円で7.2%の増、老人保健特別会計は、126万円で昨年の制度改正により99.5%の減、簡易水道事業特別会計は5億8,560万3,000円で9.5%の減、下水道事業特別会計は、2億428万4,000円で1.9%の減、農業集落排水事業特別会計は、2億6,077万円で19.0%の減、後期高齢者医療特別会計は、1億9,327万7,000円で6.2%の減であります。

次に、平成21年度の町政経営の七つの主な取り組みをご説明いたします。

一つ目は、交流の促進です。

これまで、大田区やつくば市などとの交流は、複数の課で様々な事業を展開してきましたが、関連する各種取り組みを集約化し、各事業に相乗効果が得られるよう交流促進プロジェクトとして位置づけております。

最初にうりこめ美郷応援プロジェクトですが、大田区内米穀店訪問や各種イベントでの美郷米試食会の開催、各種物産PRや商い観光展等への参画、販売促進のためのブランド大使の委嘱、美郷米の販売と炭酸飲料等の町特産品販売を促進いたします。また、大田区の米穀店等関係者を美郷町に迎え入れ、町内農家との交流を促進するほか児童農作業体験学習による田園アートづくり等を実施し、町内外に「美郷」を売り込んでまいります。

続いて学習交流プロジェクトですが、大田区、つくば市、かすみがうら市等の児童との交流や御田小児童との交流支援を引き続き実施するほか、都市と農山漁村子ども交流の受け入れ体制整備のために、新たな推進協議会を設置してまいります。

続いて友好交流プロジェクトですが、大田区自治会や青少年対策委員会に加え、音楽団体を招致する友好交流事業、大田区と長野県東御市並びに美郷町による友好都市ふれあい広場交流事業、OTAフェスタ交流事業、合併5周年記念事業の一環として栃木県那珂川町との和太鼓交流等を実施し、美郷町の魅力を発信しながら交流都市等との友好を深めてまいります。

二つ目は、水環境保全への取り組みです。

昨年4月に施行した水環境保全条例を基本とし、美郷の水環境の保全をすすめ、ふれあいと町の活性化を結びつけるため、三つのプロジェクト事業を推進してまいります。

最初は、水を守ろうプロジェクトですが、七滝“水の森”植樹事業や不法投棄防止対策事業、地下水涵養事業、河川愛護活動事業、適正な生活排水の処理等の促進事業、水辺ボランティア事業など水源域、湧水群、河川や川辺の保全活動と河川・湧水群などの水質調査を実施し、住民の快適な生活と潤いのある景観の維持に努めてまいります。

続いて、水を学ぼうプロジェクトですが、親子水資源環境保全事業、水環境学習モデル事業、社会科副読本作成事業、水環境学習交流事業など水環境に関する学習機会を支援・提供するとともに水環境マイスター育成事業、水にちなんだ読書感想文コンクール、妖精のすむ水辺写真展など生涯学習の場として水を大切にする意識を喚起してまいります。

続いて、水を楽しもうプロジェクトですが、水環境シンポジウム開催事業、水辺を歩こう事業などのイベント開催を通じ、小中学生の学習成果発表の機会を設けることにより、多く

の町民が一同に会し、身近に水に親しめる場を企画・提供してまいります。

三つ目は、協働参画の取り組みです。

国のみならず、県や町でも行財政のスリム化が求められている現状において、今後のまちづくりを行政と地域住民、関連組織・団体との責任ある協働と参画を軸にして進めていく必要があります。平成21年度は、協働参画の拠点となる施設を開設してまいります。この活動拠点は、ボランティア活動の情報収集やコーディネートを行うほか、活動・交流の場の提供やパブリックコメントの収集等を実施し、平成21年度は活動の初動安定の取り組みを推進してまいります。

四つ目は、農・商・工連携による産業振興と雇用の維持です。

これまでのうりこめ美郷や地販地消の推進、企業連携協議会などの活動や美郷まんま、美郷ため中など地域に根ざした食文化としての取り組みなどを農業、商業、工業の組織、団体の連携のもとに展開するほか、平成20年度に積み増しした中小企業振興資金の活用と保証料、金利助成などを実施し、産業の振興に努めてまいります。また、20年度3月補正で新たに設置する地域活性化基金の活用と緊急雇用創出事業の取り組みによる雇用対策に努めてまいります。

五つ目は、芸術文化活動の取り組みです。

平成20年度から実施したふるさと美郷応援寄付金を原資とするふるさと美郷子ども育成基金の活用により、次代を担う子ども育成プロジェクトとして、合併5周年記念事業とタイアップして絵本作家・イラストレーターとして活躍している永田 萌さんの作品展など一流の芸術文化に触れる「ドリーム体験」やテレビなどで活躍している米村でんじろう先生を招いての実験・体験型の楽しく学べる授業、夢講座としての「学習意欲向上支援」、国際的視野を持った子どもの育成のための中学生海外派遣事業としての「すきです美郷海外派遣」などを実施し、美郷の次代を担う子どもたちの可能性を育む教育を進めてまいります。

六つ目は、公共施設再編、学校再編の住民理解への取り組みです。

これまで検討を重ねてきた公共施設再編と学校教育将来構想の具現に向けて、21年度は地域や保護者への説明と町民の皆さんの意見・要望を伺いながら住民理解を深め、合併による効率化と財政健全化を目指す取り組みに努めてまいります。

七つ目は、合併5周年記念事業の実施です。合併により美郷町が誕生し、今年11月1日で満5周年を迎え、これまでの町の歩みを振り返るとともに、今後の町づくりに相互理解で進ん



でいけるよう、式典等を実施してまいります。

次に、主要施策以外の取り組みについて、総合計画の区分に沿ってご説明いたします。

はじめに第1章 快適なまちをめざしてについてご説明いたします。

道路・交通体系の整備充実ですが、道路整備については地域交流の促進、利便性の向上、安全確保及び主要公共施設等への20分以内到達を目指し、幹線道路の歩道整備2路線を含む3路線の継続整備を実施するとともに、幹線へのアクセス道路として新規6路線を含む11路線の整備、生活圈道路として歩道設置1路線を含む2路線の整備に取り組むほか、既存道路の適正な環境維持のため8路線の舗装補修工事を実施し、地域内交通の円滑化を図ってまいります。

また、橋梁の安全性を図る長寿命化計画策定のため、橋長15m以上51カ所の橋梁調査を新たに実施してまいります。

道路除排雪関連では、冬季交通確保のため六郷地区で取り組んでいる流雪・融雪溝整備計画について、実施可能地域の絞込みを行うほか、除雪機械1台の更新を実施します。また、これまでは地域により作業体制が直営、委託と異なっていたため、地域不均衡が生じていた除雪作業体制を21年度から統一し、住民要望への速やかな対処と地域による除雪サービス均一化を図り、安全な冬季交通の確保に努めてまいります。

さらに、地域間交流の促進と公共交通空白域解消のために昨年度試験運行を実施した予約制乗合タクシーを今年度は本格運行を実施してまいります。

上下水道の整備充実ですが、継続事業であります六郷東部地区簡易水道事業において、配水管敷設工事4,104メートルと消火栓12基の整備を実施します。また、千畑東部地区緩速ろ過池に防護屋根を設置し、安全で安心な水の確保と安定供給に努めてまいります。

下水道関連については、下水道整備事業として鑓田地内に下水管172メートルを敷設し事業の完了を図ります。

また、合併浄化槽導入促進事業を継続実施するとともに、簡易水道、下水道、農業集落排水への加入率アップ事業などに取り組み、暮らしやすさを実感できる町の実現に取り組んでまいります。

快適な住環境の整備ですが、火災報知器未設置の町営住宅177戸全てに報知器を設置するとともに、熊野住宅の階段に手すりを設置し、入居者の安全性を図るための対策を講じるほか、適正な管理運営に努めてまいります。

また、定住促進事業としての空き家・空き地情報や定住奨励金などを引き続き実施し、人口減少の歯止めに努めてまいります。

次に第2章 自然にやさしまちをめざしてについてご説明いたします。

環境保全の推進ですが、先に述べましたとおり、水環境の保全についてはプロジェクトとして推進してまいります。

廃棄物減量と適正処理の推進ですが、昨年4月から燃やせるごみ・燃やせないごみのごみ処理袋の有料化に取り組みましたが燃やせるごみは11.5%、燃やせないごみは23.8%とそれぞれ減少しました。これは、町民の意識改革によって、一定の削減効果が表われたものと認識しております。

しかし、粗大ごみについては、前年同期に比べ増えており、負担の公平化と廃棄物の発生抑制のため、有料化に向け負担方式や収集方法などについて平成22年度実施を目途に検討してまいります。また、ごみの収集方式の統一化についても、再資源化率向上を図る観点から検討を加え、引き続きごみの適切な分別、資源化に向けて、古紙類の通年収集の実施や生ごみ処理機の導入拡大等を推進してまいります。

仙南地区の一般廃棄物最終処分場については、閉鎖に向けて県との協議を継続してまいります。

土地の計画的利用と保全ですが、引き続き都市計画地域や農業振興地域の適正な管理を推進してまいります。

次に第3章 健やかなまちをめざしてについてご説明いたします。

健康生活の推進ですが、引き続き乳幼児から高齢者にいたる町民の健康づくり事業の充実を図ってまいります。特にがんは美郷町でも死因の上位にあるため、国によるがん検診実施のための指針に基づき肺がん検診を新たに実施いたします。

乳幼児健診については、保護者から小児科専門医による健診要望が高いため、健診会場の統一など医師の負担軽減などにも配慮し、出生後まもない4ヶ月児、7ヶ月児、10ヶ月児についてはすべて小児科専門医による健診体制といたします。また、妊婦検診については、これまで9回の検診を実施していましたが、望ましいとされる14回の検診全てに助成し、安心して出産を迎えられる環境づくりに努めてまいります。

さらに、特定健診・特定保健指導が2年目となりますが、昨年に続き健診率の向上や適正な健診・指導の実施・推進に努めるほか、社会教育活動と連携したスポーツ・運動を通じた

健康づくりや小学校、食生活改善推進団体と連携した食育推進事業、自殺予防のためのこころの健康づくり事業などを継続実施し、地域と一体となった健康づくりを推進してまいります。

地域福祉の推進ですが、急速な経済環境の悪化により生活の不安を抱えた世帯の増加が懸念されますので、福祉事務所や社会福祉協議会、民生児童委員などの福祉団体と連携を図りながら生活相談に応じてまいります。

児童福祉の向上ですが、福祉医療などこれまで実施してきた町独自の事業を継続するとともに美郷町要保護児童対策地域協議会を中心として、児童虐待防止対策を引き続き講じてまいります。さらに、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育まれる社会の形成に向け、次世代育成支援行動計画を作成し、効果的な施策の推進に努めてまいります。

高齢者福祉の向上ですが、介護報酬の引上げや負担割合の増加、介護サービス利用の増加等により、平成21年度からの第1号被保険者の保険料が14.8%引き上げられます。今回の介護報酬の引上げを踏まえ、サービスの質維持とサービス利用者の処遇向上に資することを期待しております。

また、新たに広域市町村圏組合によって作成される第4期介護保険事業計画に基づき、要介護状態の予防事業を実施するとともに、高齢であっても地域において自立した日常生活を営むことができるよう、除排雪などの軽度生活援助事業や配食サービス事業等を継続いたします。

高齢者の就労や生きがい対策として、シルバー人材センターや老人クラブへの助成や健康の保持増進を図ることを目的に、温泉施設利用料助成、はり・きゅう・マッサージへの助成を継続いたします。

障害者福祉の向上ですが、平成21年度は、後三年鴻生の里と名称を変えた旧後三年更生園の移転改築が運営主体である社会福祉法人水交会により着手されますが、町ではこれまでの経緯をふまえ、引き続き関係市とともに支援してまいります。

また、障害者自立支援法に基づき、地域生活支援事業として市町村必須事業に位置づけられている地域活動支援センター事業を社会福祉法人慈泉会に委託し、実施してまいります。

次に第4章 心豊かなまちをめざしてについてご説明いたします。

乳幼児教育の充実ですが、認定子ども園の多様な機能を一体的に提供するため、保育環境の改善などの維持管理と職員の資質向上に引き続き努めてまいります。また、平成21年度は

新たに各園に専任の看護師を配置して、施設の衛生管理及び園児の健康管理の強化を図ってまいります。

保育料については、県の更なる財政改革によりすこやか子育て支援事業の補助率が削減され、保育料の大幅増額となるところですが、町独自の2分の1減免を新たにゼロ歳児にも適用するとともに、3歳以上児の保育料区分の所得税が課税される階層の金額を改正し、増額負担分について減免措置を講じ、急激な負担増とならないよう配慮してまいります。

放課後児童クラブの運営では、指導員の勤務を常時2人体制として、利用児童の処遇向上と安全強化に努めてまいります。

学校教育の充実ですが、社会において自立して生きるために必要とされる力、すなわち「生きる力」を育むために、生活支援を要する子どもへの支援員配置や複式授業の解消のための講師配置など確かな学力を身につけた子どもの育成を図るほか、豊かな心と健やかな体をバランスよく育成することに引き続き努力してまいります。

施設環境整備については、継続事業である六郷中学校の大規模改修や劣化した仙南中学校のバルコニー等笠木改修を実施するほか、学校備品、教材備品や図書等の購入を実施し、より快適な学校教育環境の維持整備に努めてまいります。また、新たに教職員へのパソコン配置整備を2カ年計画で実施いたします。

社会教育の推進ですが、生涯学習をより一層推進するため、町民のだれもが気軽に参加できるような学習講座を3地区ごとに開設するほか、サークルや団体等のバス借上げ代の一部助成制度を新設し、研修の充実、支援を図ってまいります。また、昨年度からスタートした学校支援事業を男女協働参画事業とタイアップしてすべての中学校区で実施いたします。

さらに、芸術文化に触れ親しんで頂くために、引き続き映画上映会や自衛隊音楽コンサートなどを開催してまいります。

社会教育施設の整備については、千畑・仙南の両交流センターの修繕を実施するほか、公共施設の再編を見据え、社会教育施設の見直しを実施してまいります。

スポーツの振興ですが、各種スポーツ団体等への育成支援を実施するとともに、スポーツ教室・イベント等の開催により、町民の体力と健康づくりを推進いたします。また、国体開催種目であった自転車競技については、秋田県自転車競技連盟が全国都道府県対抗自転車競技大会を招致しておりますので、その大会を支援してまいります。

社会体育施設の整備については、プールパークせんなんの水槽部塗装工事、六郷体育館の

消火栓配管改修工事などを実施するほか、社会教育施設同様公共施設の再編を見据えての整備を実施してまいります。

歴史と文化の保存と創造ですが、坂本東嶽邸のシロアリ防除と傷みの激しい収蔵品の修復を行い、保存と管理に努め、展示等に活用してまいります。文化財保護については、本堂地区の基盤整備事業に伴う発掘調査を実施するほか、町道の改良に伴う土崎地区と大坂地区の発掘調査を実施し歴史的財産の保護に努めてまいります。

また、千畑地区と仙南地区で所蔵してある歴史文化財諸資料をデータベース化し、一括して収蔵・展示が出来るよう準備を進めてまいります。

次に第5章 人がふれあうまちをめざしてについてご説明いたします。

余暇・レクリエーション施設と公園緑地の充実ですが、町民の憩いの場である公園やレクリエーション施設の遊具などの安全点検を実施するなど適切な維持管理に努め、公園施設などの安全安心な住民利用がなされるよう努めてまいります。

ふれあい活動の推進については、活力ある地域づくり事業補助金や地域活動拠点整備事業補助金を継続するなど、地域コミュニティ活動を支援してまいります。

観光の振興ですが、観光回遊ルート開発のため、観光資源である湧水等について町内全域の調査を実施します。また、ラベンダー園の北側約14アールを拡大造成するほか、街なみ環境整備事業としてファサード整備を継続支援してまいります。

また、各種団体が参画し観光客を迎えることができるラベンダーまつりを実施するとともに美郷町観光協会等が行う各種イベントにおいては、町内外の交流が拡大するよう引き続き支援してまいります。

また、町内3温泉施設については、昨年3月に策定した美郷町温泉施設のあり方内部検討委員会基本方針に基づく取り組みが、それぞれの温泉施設で実施されていますが、その状況を踏まえ、今後の経営がどうあるべきかより具体化した方向での取り組みを進めてまいります。

人材育成と地域、国際交流の推進については、引き続き国際感覚を磨くため、中学生海外研修事業を継続するほか、他自治体との交流を引き続き推進してまいります。

次に第6章 活力あるまちをめざしてについてご説明いたします。

農林業の振興ですが、新たに美郷米“ゆうきで元気”応援事業を実施し、堆肥を施用した減農・減化による美郷米ブランドの確立を推進するほか、野菜等については堆肥施用に支援

を講ずる美郷やさい“ ゆうきで元気 “ 応援事業と出荷経費に支援を講ずる美郷やさい販売応援事業を新たに実施し、その生産拡大を推進してまいります。また、美郷やさい生産拡大応援事業も継続実施してまいります。

このほか、夢プラン応援事業やブランド品目の技術指導のための農業マイスター設置事業などを継続実施し、生産技術や生産体制づくりを支援してまいります。また、地産地消を推進するため、直売ネットワークによる共通イベントの開催に取り組むほか、めざましごはん運動を継続実施してまいります。

担い手・法人支援対策については、引き続き担い手アクションサポートチームで支援活動を展開するほか、新規就農者支援としてフロンティア農業者育成事業や集落営農組織や法人の設立を支援する特定農業団体育成事業、集落ビジョン等の話し合いを支援する集落ビジョン対策事業を継続実施し、各種制度資金の利活用促進と合わせて、担い手や担い手組織を支援してまいります。

次に、畜産の振興ですが、粗飼料自給率向上のための支援や疾病予防対策の実施、優良和牛の地域内保留を推進するとともに、昨年から稼働している美郷町堆肥センターの有効活用に努め、畜産環境の改善はもとより良質で安価な堆肥を供給して美郷産農産物の付加価値向上に寄与してまいります。

基盤整備事業については、六郷西部地区、堀板地区、本堂城回地区、羽貫谷地地区への支援を継続するとともに、大畑地区の新規採択、新農業水利システム保全対策事業として、七滝中通り地区の幹線水路整備と一丈木ため池施設の改修工事、県営ため池等整備事業による瀧尻ダムの改修工事、金沢ダム等の施設整備調査に対して支援策を講じてまいります。

林業の振興については、松くい虫防除対策事業や森林整備地域活動支援交付金事業を実施し、森林の保全整備を推進してまいります。

工業の振興ですが、企業間の交流や情報交換を促進するため美郷町企業連携協議会活動を継続して支援するほか、誘致企業が行う新たな設備投資への奨励措置の継続、新たな企業立地に関する各種活動を展開してまいります。

特に、企業連携につきましては、友好都市である大田区で毎年開催されている大田工業フェアに美郷町の企業の参加を促し、企業間の情報交換による技術力の向上と新たな販路拡大を図ってまいります。

また、中小企業の経営安定に資するため、中小企業振興資金借入時の保証料を全額町で補

給するほか、利子補給についても2%相当分を最大2年間、20年度に引き続き実施してまいります。

商業の振興ですが、地販地消推進事業として消費者及び商業者の意向や需要状況を把握し、地域の方々がより利用しやすい商店づくりを商業者と共に模索・提案・実行するため、消費者並びに商業者に対してアンケート調査を実施いたします。また、20年度に発行された美郷まるごとガイドを有効に活用しながら、最新情報を発信しつづける環境づくりを商業者とともに構築してまいります。

美郷町商工会青年部並びに女性部が開発した美郷まんまや美郷ため中につきましては、美郷の新たな特産品として町内外に浸透するよう取り組みを支援してまいります。

また、防災まちづくり事業の一環として、六郷地区の商店街に災害時の避難場所を兼ねた駐車場として利活用できる広場の整備を実施し、地販地消推進の展開とともに地元商店街振興に努めてまいります。

労働・雇用対策の充実ですが、厳しい雇用情勢を踏まえ、緊急的に新たな雇用機会を各課業務に創出しながら対処するとともに、ハローワークや隣接市等と連携した新規学卒者職場研修活動の推進や企業訪問、合同面接会の開催や雇用情報を庁舎内掲示等により提供するなどして雇用確保に努めてまいります。また、出稼ぎ労働者の援護として、就労前健康診断を実施するなど安全就労の確保を行ってまいります。

次に第7章 安全で安心できるまちをめざしてについてご説明いたします。

防火・防災体制の充実ですが、平成20年度から5か年計画で施設整備の充実を進めている防災行政無線施設整備事業は、親局・中継局が整備されるとともに、平成21年度は子局を27機設置し、供用できる体制となります。また、防災資機材等を積載するための車両の配備を継続するほか、新たに消防水利の少ない地区への防火水槽の設置を計画的に進めてまいります。さらに、平成21年度から災害時の生活関連物資として毛布などの生活用品や食料品、簡易浄水器等の備蓄を計画的に推進してまいります。

防火・防災組織については、地域の方々が連携し、防災知識の普及啓発、防災訓練や地域の防災施設を確認し、災害が発生した場合に被害を最小限に抑えることができるよう行政区を単位として組織する自主防災組織を立ち上げてまいります。また、8月には仙南地区で、震災を想定した総合防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図ってまいります。

交通安全の推進ですが、昨年痛ましい交通死亡事故が多発したことに伴い、特に子どもと

高齢者の交通事故防止に努めてまいります。平成21年度は、六郷地区において、高齢者交通大学を3回開講し、参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。また、チャイルドシートの装着率が全国最下位という本県において、その購入を促進するため新たに購入費用の助成を行い、未来を担う乳幼児の安全確保を図ってまいります。

交通安全運動の推進につきましては、引き続き関係機関の協力のもと、意識の啓蒙、交通安全施設の整備並びに維持管理に努めてまいります。

青少年健全育成・防犯の推進ですが、平成20年度に引き続き、防犯灯を設置いたします。また、定額給付金の給付を装った振り込め詐欺や個人情報の詐欺に遭わないよう、警察・防犯指導員・防犯協会と連携を取りながら、広報等を活用し注意を呼びかけてまいります。

次に第8章 町民主体のまちをめざしてについてご説明いたします。

信頼され親しみのある行財政運営の推進ですが、行政経営プランに基づいた目標管理制度を実施するほか、職員の能力開発や意識改革を促すための各種職員研修や厚生労働省や大田区、秋田県との人事交流を引き続き実施し、組織の活性化と職員の資質向上を図ってまいります。

また、平成21年度は美郷町総合計画の前期最終年度に当たることから後期計画の策定に向けた取り組みを実施し、平成21年度中に後期計画を策定し、新たな美郷のまちづくりの指針を示してまいります。さらに、公共施設等の再編統合に向けた住民理解のための取り組みなどを推進してまいります。

権限委譲については、県から委譲される事務については積極的に委譲を受け、利便性の向上を図ってまいります。平成21年度は、10月からパスポート発給事務を町で行うことになり、パスポート申請が町で手続を済ませることにより利便性向上につながることを期待されております。

住民参加の推進ですが、男女共同社会の構築に向けて、住民懇話会や出前講座等を実施するほか、これまでの男の料理教室を拡大し父と子で参加する料理教室として、男女が互いの個性を尊重しあう地域社会を目指してまいります。また、町政座談会については、平成20年度に引き続き、行政区からの要望により実施してまいります。

情報化の推進ですが、地上デジタル放送の視聴できない地域の解消に向けた取り組みを実施するほか、ブロードバンドの更なる拡大を目指して関係機関への働きかけを実施してまいります。また、引き続き各種制度や予算の用途を紹介するまちづくりガイドを作成・配付す



るとともに広報やお知らせ版、ホームページなどを通じて情報提供に努めてまいります。

以上、予算案の概要並びに平成21年度の主な取り組みについてご説明申し上げ、平成21年度の町政に臨む所信の一端を申し述べてまいりました。

美郷町が誕生し、私が町長に就任して5年目を迎えております。その間、町民の皆様並びに議員各位から力強いご支援とご協力をいただいております。また、職員も一丸となって、新生美郷町のまちづくりに邁進してまいりました。今後とも、こうした状況で町づくりに進んでいけるよう、そして美郷町が町民のだれもが住んでよかった、住み続けたいと思える町となるよう、自らの精進を怠りなく、また各般にわたり配慮しながら頑張っている所存ですので、町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご支援・ご協力をお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

議長（伊藤福章君） これにて10分間休憩します。

（午前11時07分）

---

（午前11時17分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### 陳情第1号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第5、陳情第1号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請について（陳情）を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第1号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 陳情第2号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第6、陳情第2号 最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制

度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第2号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

陳情第3号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第7、陳情第3号 後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第3号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

次に上程する議案については、副町長佐々木敬治君に関係がありますので、本人の退席を求めます。

(午前11時19分)

---

(午前11時20分)

議長(伊藤福章君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

---

同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第8、同意第1号 副町長の選任についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

町長(松田知己君) 佐々木敬治氏の副町長としてのこれまでの4年間の実績をかんがみ、今後の行政課題にも適時的確に力を発揮していただけるものと思い、最適任者として、地方自治法第162条の規定に基づき提案するものです。

ご同意につきましてよろしくご審議お願いいたします。

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午前11時21分)

---

(午前11時22分)

議長(伊藤福章君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって同意第1号 副町長の選任については、原案に同意することに決しました。

暫時休憩します。

(午前11時23分)

---

(午前11時25分)

議長(伊藤福章君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

---

議案第2号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 次に、日程第9、議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(辻 一志君) 議案第2号についてご説明いたします。

新旧対照表によりご説明いたしますので、議案資料集の1ページをお願いいたします。

規約変更の理由でございますが、2点ございます。1点目は、広域連合議会の議員の定数について、県内25市町村から区分ごとに24人の議員を選出することになっているため、議員が選出されない市町村が必ず存在することになります。2点目は、定数を超える候補届け出があった場合には、25すべての市町村議会において選挙が必要であるために、選挙事務が煩雑になっていること。以上2点でございます。

これらの問題点の解決策として、第7条では、定数を24人から、各市町村から議員が選出できるよう市町村と同数の25人とし、また、第8条で、選挙の方法として、各市町村単位で選挙を実施できるよう、関係市町村の長及び議会の議員のうちから、その市町村議会において1人を選挙すると変更するものでございます。

また、今回の規約変更には経過措置がございます。

議案に戻りまして、4ページ、議案第2号別紙の変更規約をごらん願います。

附則の第2項で、現在の議員は変更後の規約によって議員となったものと見なされますので、各市町村において長または議員の任期にある間は引き続き広域連合の議員となるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長(伊藤福章君) これで、議案第2号の説明が終わりました。

---

議案第3号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 次に、日程第9、議案第3号 町道の認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長(鈴木 隆君) 議案第3号についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

今回、認定をお願いいたします町道につきましては、塚 地区町営住宅内道路など、町が整備

した道路3路線、県道との重複に伴い廃止する町道で、一部残った1路線、民間が宅地分譲などに伴い整備し、町に寄付された4路線の新規道路の認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

位置図につきましては、資料集の3、4ページを参照していただきたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第3号の説明が終わりました。

---

#### 議案第4号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第11、議案第4号 町道の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 議案第4号についてご説明いたします。

町道の廃止についてでございますが、県道熊堂六郷線と町道南今泉・二ツ柳線が重複しているため、当該路線を廃止いたしたく議会の議決をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第4号の説明が終わりました。

---

#### 議案第5号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第12、議案第5号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 議案第5号についてご説明いたします。

この一部改正は、時間外勤務手当などの算出の基礎となる額に地域手当の額を加算するというものでございます。これは1時間当たりの単価の計算方法ということになりますが、現在の算出方法は、給料月額に12カ月を乗じて年間の勤務時間数で割り、1時間当たりの単価を計算することになりますが、改正後は、給料月額に地域手当の額を加算して12カ月を乗じるということにな

ります。対象となる職員は、東京都大田区に派遣している職員のみで、この取扱は国や都市部を中心とした自治体で適用されているところでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第5号の説明が終わりました。

---

#### 議案第6号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第13、議案第6号 美郷町地域活性化基金条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 議案第6号についてご説明いたします。

この基金は、今国会に提出されております平成20年度第2次補正予算として計上され、現在、関連法案の審議が行われております地域活性化生活対策臨時交付金事業に関わるものでございます。この臨時交付金事業では、町に対して3億401万2,000円を上限として割り当てされております。全額、事業費に充てることとなりますが、交付金の30%を上限に基金として積み立て平成21年度に使うことも認められておりますので、そのように対応したいと考え、基金条例を提案するものでございます。積立額は9,100万円を予定してございます。この基金は、平成21年度に全額取り崩すこととなりますので、平成21年度限りの条例ということとなります。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第6号の説明が終わりました。

---

#### 議案第7号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第14、議案第7号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） この条例案は、町民の快適で良好な生活環境を保持し、青少年の健全な育成を図るため、無秩序なホテル建築を規制する必要があるので提案するものでござい

す。

内容は、第1条に条例の目的を規定し、第2条以降、用語の定義、同意申請及び同意申請後の手続、同意の制限、不同意の効果などを規定する全17条で構成するものであります。

なお、この条例は、平成21年4月1日施行するもので、美郷町モーター類似旅館規制条例は廃止します。以上であります。

議長（伊藤福章君） これで、議案第7号の説明が終わりました。

---

#### 議案第8号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第10、議案第8号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

農政課長（照井智則君） 議案第8号についてご説明いたします。

美郷町肉用牛導入基金条例の一部を地方自治法の規定に基づき、別紙のとおり改正したく、議会の議決を求めるものです。

国の制度改正によりまして、国が出資した基金を、平成18年度から5年間かけて国に返還するため、今年度返還する基金額8万円を減額した額に、基金の造成額を改正するもので、条例第2条第1項中の基金の額「879万円」を「871万円」に改めるもので、条例は公布の日から施行するものです。

なお、改正後の基金の造成額の内訳は、国が69万3,000円、県が304万6,000円、町が497万1,000円、現在の貸付頭数は18頭となっております。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第8号の説明が終わりました。

---

#### 議案第9号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第16、議案第9号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長(鈴木 隆君) 議案第9号についてご説明いたします。

国の開発道路に関する占用料等徴収規則の一部が改正されたことに伴いまして、美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

別紙30ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、土地価格の下落などにより、国の占用料が改正されたことに伴いますが、改正の内容につきましては、第3条を削除し第4条を3条とし、第5条から7条までを1条ずつ繰り上げるものであります。この3条につきましては、占用料の算出についての条項ですが、2条に「占用料の額は別表に」という記述がありますので、削除した内容を別表の備考欄、これは34ページにございますが、この7、8に追加するものでございます。

資料集をお願いいたします。

資料集の5から10ページにわたりまして、新旧占用料を対比しております。すべて引き下げられております。また、本町で対象となるものにつきましては、主に電話電柱でございます。

なお、この条例は、4月1日より施行するものでございます。以上でございます。

議長(伊藤福章君) これで、議案第9号の説明が終わりました。

---

#### 議案第10号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 次に、日程第17、議案第10号 美郷町防災行政無線施設設置条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長(高橋 潔君) 議案第10号についてご説明申し上げます。

この条例は、防災行政無線施設を設置するに当たり制定するものでございます。

内容でございますが、第1条に設置目的を規定しまして、第2条以降、名称と位置、業務、業務区域などがございます。

この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。以上であります。

議長(伊藤福章君) これで、議案第10号の説明が終わりました。



---

議案第11号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第18、議案第11号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

消防組織法の改正に伴いまして、その規定条項を改めるとともに、消防団員数を適正にするため、「484人」を「448人以内」とするものでございます。

消防団員は、定員と実員に差がございましたが、施設整備の充実、消防力と照らし合わせても、定員改正しても支障ないと判断されますので、改正するものでございます。

この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第11号の説明が終わりました。

---

議案第12号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第19、議案第12号 美郷町学友館条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 議案第12号につきましてご説明いたします。

学友館につきましては、例年、特別展を開催しているところでございます。今後ともさまざまな展示事業を企画してまいりたいと考えてございます。展示する作品の内容によっては、現行の入館料以上に徴収しなければならないケースも出てくると想定されます。このようなことから、特別展の入館料の額を改定するものでございます。

資料集の一番最後のページをお願いします。

特別展の場合、これまでは1人300円で、団体が200円でしたが、4月1日からは、今

後の開催の都度、個人、団体とも、町長が定めた額に改定するものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第12号の説明が終わりました。

---

#### 議案第13号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第20、議案第13号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

農政課長（照井智則君） 議案第13号についてご説明いたします。

美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定により、美郷町道の駅雁の里農業振興施設の指定管理者の選考について、これまでの管理状況を踏まえ、公募によらないで指定管理者を選定することとしました。これを受け、2月5日、美郷町指定管理者選定委員会を開催し申請内容を詳細に検討し、指定管理者として株式会社雁の里せんなんを選定しております。指定管理者に管理させる公の施設の名称及び所在地、指定管理者となる法人及び所在地、指定の期間を記載のとおりといたしたく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第13号の説明が終わりました。

---

#### 議案第14号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第21、議案第14号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

農政課長（照井智則君） 議案第14号についてご説明いたします。

美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定により、美郷町手づくり工房湧子ちゃんの指定管理者の選定について、これまでの管理状況を踏まえ、公募によら

ないで指定管理者を選定することとしました。これを受け、2月5日、美郷町指定管理者選定委員会を開催し申請内容を詳細に検討し、指定管理者としてかあちゃんくらぶを選定しております。指定管理者に管理させる公の施設の名称及び所在地、指定管理者となる団体及び所在地、指定の期間を記載のとおりといたしたく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第14号の説明が終わりました。

---

#### 議案第15号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第22、議案第15号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

農政課長（照井智則君） 議案第15号についてご説明いたします。

美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定により、美郷町二テコ名水庵の指定管理者の選定について、これまでの管理状況を踏まえ、公募によらないで指定管理者を選定することとしました。これを受け、2月5日、美郷町指定管理者選定委員会を開催し申請内容を詳細に検討し、指定管理者として六郷まちづくり株式会社を選定しております。指定管理者に管理させる公の施設の名称及び所在地、指定管理者となる法人及び所在地、指定の期間を記載のとおりといたしたく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第15号の説明が終わりました。

---

#### 議案第16号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第23、議案第16号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

農政課長（照井智則君） 議案第16号についてご説明いたします。

美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定により、美郷町あったか山直売所の指定管理者の選定について、これまでの管理状況を踏まえ、公募によらないで指定管理者を選定することとしました。これを受け、2月5日、美郷町指定管理者選定委員会を開催し申請内容を詳細に検討し、指定管理者として美郷町あったか山直売所運営者会を選定しております。指定管理者に管理させる公の施設の名称及び所在地、指定管理者となる団体及び所在地、指定の期間を記載のとおりといたしたく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第16号の説明が終わりました。

---

#### 議案第17号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第24、議案第17号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 議案第17号につきましてご説明いたします。

美郷町トレーニングセンターろくごう及び美郷町六郷陸上競技場の指定管理者の指定につきましては、美郷町指定管理者選定委員会におきまして、これまでの管理状況と申請内容を検討した上で、同一敷地内で経営してございます財団法人美郷町スポーツ振興事業団を公募によらないで指定管理者に選定し指定するものでございます。指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日まででございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第17号の説明が終わりました。

---

#### 議案第18号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第25、議案第18号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長(鈴木 隆君) 議案第18号についてご説明いたします。

これまでの簡易水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るために、一般会計からの繰り入れについて、議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

議長(伊藤福章君) これで、議案第18号の説明が終わりました。

---

#### 議案第19号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 次に、日程第26、議案第19号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長(鈴木 隆君) 議案第19号についてご説明いたします。

これまでの下水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るために、一般会計からの繰り入れについて議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

議長(伊藤福章君) これで、議案第19号の説明が終わりました。

---

#### 議案第20号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 次に、日程第27、議案第20号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長(鈴木 隆君) 議案第20号についてご説明いたします。

これまでの農業集落排水事業に要しました費用の起債の償還及び事業の円滑な推進を図るために一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第20号の説明が終わりました。

これにて昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時58分）

---

（午後1時00分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

---

#### 議案第21号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第28、議案第21号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第8号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

企画財政課長（小原正彦君） それでは、平成20年度美郷町一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。

11億2,289万円の追加補正でございます。

64ページ、第2表継続費補正から順次説明をまいります。

第2表継続費補正の変更でございます。

8款4項防災行政無線整備事業の工事費確定による減額とそれに伴う年割額の変更による補正でございます。

次に、10款3項の六郷中学校の事業費確定による減額とそれに伴う年割額の変更でございます。

次に、65ページ、第3表繰越明許費の追加でございます。

2款1項ISO管理事業費でございますが、2目の行政推進費の方に1月補正で計上しましたハイブリット車購入事業について、年度内に事業が終了しないことによる繰越事業とするものでございます。繰り越しの金額は1,076万円でございます。

同じく2款1項地域活性化生活対策臨時交付金事業費でございますが、こちらは今回の補正で計上しております地域活性化生活対策臨時交付金事業につきまして、平成21年度事業の前倒しを

基本としておる事業でございます。したがって、年度内に事業を終了しないことにより繰越事業とするものでございます。繰越額は2億182万6,000円でございます。

次に、3款1項社会福祉費の後期高齢者医療事業費でございますが、今回の補正で計上しております高齢者医療制度円滑対応システム改修委託料につきまして、こちらも年度内に事業が終了しないことによる繰越事業とするものでございます。繰越事業費は215万円です。

7款2項地販地消推進事業費ですが、3月から、こちらは年度内に交付することで今回の補正に計上してございますが、年度内にこれらの事業が終了しないことによる繰越事業とするものでございます。

なお、定額給付金と子育て応援特別手当給付金事業についても、今回の補正に計上してございますが、こちらも年度内給付を実施することとしております。しかしながら、こちらも年度内給付だけでなく、次年度にも給付は繰り越しされることとなります。ただし、年度内給付分と平成21年度へ繰り越しとなる分がまだ確定してございませんので、この額が確定した時点におきまして、定額給付金、それから子育て応援特別手当給付金事業については、専決処分により繰越明許を設定する予定でございますので、その点についてご了解の方をお願いしたいと思います。

次に、第4表債務負担行為補正でございます。

こちらは農業経営基盤強化資金利子助成費補助金でございます。今年度の借入額が確定したことによる利子補給分が確定したことによる追加の補正でございます。

次に、第5表地方債補正でございます。

こちらは、それぞれの事業費の確定並びに借入れの変更による地方債の限度額の補正でございます。詳細につきましては、歳入の20款でご説明いたします。以上でございます。

税務課長（藤原茂夫君） 71ページになります。

歳入の補正を説明いたします。

1款1項町民税1目個人の現年課税分の所得割額と2項1目固定資産税の現年課税分につきましては、当初の収納率を上回る収入が見込まれるために増額となったものであります。また、町民税と固定資産税の滞納繰越分につきましては、年度末までに見込まれる徴収額を考慮したものであります。以上です。

企画財政課長（小原正彦君） 次に、9款1項1目地方交付税でございます。

こちらは普通交付税の補正でございます。6億2,473万9,000円、この地方交付税につきましては、財調の積み戻し4億7,145万円のほか、5,000万円の積み立て、それから、財政健全化のため

に起債の繰上償還を平成21年度で実施を予定してございます。それらのために減債基金へ積み立てを行う予定でございます。以上です。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 11款 1項 1目 2節です。

保育料負担金、園児数の増に伴う増額補正です。

学務課長（高橋 薫君） 2目 1節・2節日本スポーツ振興センター負担金ですが、児童生徒数の確定に伴う増減であります。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 72ページお願いします。

12款 1項 1目行政財産目的外使用料でございますが、こちらはリリオスにおける目的外使用の実績見込みによる補正でございます。その下の公園使用料でございますが、六郷プールとテニスコートの実績による補正でございます。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 7目です。1節、これも園児数の減による減額補正となっております。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 同じく2節社会教育使用料でございますが、こちらは各公民館、交流センターの使用料の実績見込みによる補正でございます。

3節社会体育使用料でございますが、こちらは各体育館の使用料の実績見込みによる補正でございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 2項 2目生活環境手数料でございますが、墓地公園の手数料の確定によるものでございます。

同じく2節清掃手数料でございます。ごみ袋の販売手数料でございますが、収入が見込まれないものもございますので、それを減額補正するものでございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 13款 1項 1目 1節の社会福祉費負担金の減額ですけれども、国保税に関する分で、平成20年度の負担金額の確定に伴うものでございます。

2節の障害者福祉費負担金ですが、歳出における補装具給付費の増額に伴い、その2分の1を国庫負担として補正するものでございます。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 3節です。これは事業費の確定に伴うものです。

福祉保健課長（辻 一志君） 4節の児童手当交付金ですが、平成20年度における児童手当の定期の支給が2月で終了したことに伴い精査したものでございます。

それから、13款 2項国庫補助金の1目 1節地域生活支援事業費補助金でございますが、国から補助金追加の内示があり、補正するものでございます。



2 目子育て応援特別手当交付金ですが、多子世帯の幼児教育費の子育て負担に配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、定額給付金と同様に、国の補正に盛り込まれた事業でございます。対象は、小学校就学前3年間、3歳から5歳までの第2子以降の児童でございます。交付額は1人3万6,000円となっております。

3 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ですが、後期高齢者医療制度について、平成21年度からの保険料の軽減対策に対応するための電算システム改修に伴う国の補助金でございます。経費の全額が補助対象となっております。

建設課長（鈴木 隆君） 2 目 1 節の環境衛生費補助金でございますが、合併浄化槽設置整備に伴う補助金で、導入実績による減額でございます。

農政課長（照井智則君） 3 目 1 節農業振興費補助金でございますけれども、担い手アクションサポート事業の補助金の額の確定により、減額するものでございます。

商工観光交流課長（小林宏和君） 続きまして、4 目 1 節これは六郷地区回遊ルート整備工事の確定による減でございます。

建設課長（鈴木 隆君） 5 目 1 節の道路新設改良費補助金でございますが、地方道路整備臨時交付金が当初要望より減額されたために減額するものでございます。

次のページ、74ページでございますが、2 節の建設機械整備費補助金でございますが、導入した除雪機械の請負差額の減額でございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 同じく3 節八ザードマップ作成事業費補助金でございますが、事業の確定によるものでございます。まちづくり事業費交付金でございますが、ただいまの2 次補正によります追加交付によるものでございます。

建設課長（鈴木 隆君） 4 節でございますが、町営住宅建設事業の額の決定によります増額補正でございます。

学務課長（高橋 薫君） 6 目 2 節中学校補助金ですが、六郷中学校大規模改造事業の確定による減額でございます。

総務課長（深澤 廣君） 次の7 目 1 節の地域活性化生活対策臨時交付金でございますが、これは昨年10月に、国の方針によりまして、生活対策において地域活性化に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるために臨時交付金を交付するとされたことを踏まえて交付されたものでございます。用途につきましては、歳出でご説明いたします。

住民生活課長（高橋 潔君） 同じく2 節定額給付金事業費補助金でございます。

事業費の補助金と事務費の補助金がございます。支出の方で詳しく説明させていただきます。

3項1目総務管理費委託金でございますが、自衛官募集事務委託の確定によるものでございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 14款1項1目1節の保険基盤安定負担金ですけれども、平成20年度分の確定によるものでございます。

2節障害者福祉費負担金ですけれども、補装具の増額補正に伴い、県負担分4分の1を補正するものでございます。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 3節保育所の運営費負担金については、事業費の確定によるものでございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 4節児童手当交付金ですけれども、同じく定期の支給終了によるものでございます。

総務課長（深澤 廣君） 2項1目2節の生活バス路線維持費補助金でございますが、今年度分の負担額が確定したことによる県からの追加交付分でございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 次の民生費の県補助金でございますけれども、地域私生活支援事業費補助金は平成20年度交付額の確定によるものでございます。

その下、障害者自立支援臨時対策事業費補助金ですけれども、平成21年度からの自立支援給付費等について報酬の引き上げや加算項目の見直しが予定されておりますので、それに伴う電算システムの改修費用でございます。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 3節説明欄にあります2件につきまして、事業費の確定によるものでございます。

福祉保健課長（辻 一志君） その下、母体健康増進支援事業費補助金ですけれども、妊婦健診に対する県の補助金でございますが、精査により減額するものでございます。

建設課長（鈴木 隆君） 2節の環境衛生費補助金ですが、これは合併浄化槽の導入実績に基づく減額でございます。

農政課長（照井智則君） 4目2節農業振興費補助金でございますけれども、スーパーL資金と農業近代化資金の利子助成の額の確定により減額するものです。

同じく、3節農村整備費補助金ですけれども、ほ場整備採択申請地区羽貫谷地地区の地形図作成業務の事業費の確定により減額するものです。

5節林業費補助金は、松くい虫防除対策として実施した薬剤散布、樹幹注入、伐倒燻蒸の事業

費の確定により減額するものでございます。

6 節畜産業費補助金は、平成20年度から県が新たに実施した優良雌牛導入事業促進事業に対する補助金で、45万円を上限としてA 3以上の雌牛を導入した場合、事業費の10%を助成するもので、対象頭数5頭分の補助金です。

住民生活課長（高橋 潔君） 5目2節都市計画費県補助金でございますが、ハザードマップ作成の事業が完了したことによる事業費の確定によるものでございます。

企画財政課長（小原正彦君） 3項1目4節でございますが、こちらは経済センサス調査の委託額の確定による減額でございます。

農政課長（照井智則君） 4目農林水産業費委託金は、生産調整事務に要する委託金で、額の確定により減額するものでございます。

学務課長（高橋 薫君） 7目2節ですが、千屋小学校・御田小学校の交流事業が確定したことによる減額でございます。

農政課長（照井智則君） 15款1項2目1節利子及び配当金でございますけれども、特別導入事業基金で基金の利子の確定によるものでございます。

企画財政課長（小原正彦君） 続いて、ふるさと美郷子ども育成基金預金利子でございますが、こちらは利子の確定により追加するものでございます。

16款1項1目1節、こちらはふるさと美郷応援寄付金3件分でございます。

農政課長（照井智則君） 続きまして、17款2項2目1節特別導入事業基金繰入金でございますけれども、平成18年度から5年かけて国に国庫繰出分を返還するために必要とする額で、返還後の基金総額は871万1,281円となります。

住民生活課長（高橋 潔君） 3目1節百目木地区処分場基金繰入金でございますが、事業費の確定によるものでございまして減額するものでございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 19款4項2目1節民生費受託金でございますけれども、高齢者の介護予防を目的として地域支援事業を実施するため、大曲仙北広域市町村圏組合からの受託金ですが、65歳以上の方を対象に実施している生活機能評価や高齢者の実態把握、介護用品支給などについて、事業の終了や精査により減額するものでございます。

学務課長（高橋 薫君） 5項3目給食事業収入の学校給食費受入金の減ですが、行事等による給食提供日数の減によるものでございます。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 続く、幼稚園職員費、給食代です。これは実績の見込みに基づく

ものがございます。

商工観光交流課長（小林宏和君） 5目1節、上から3行目ですが、これはコミュニティースポーツ施設整備の工事の確定による減でございます。

福祉保健課長（辻一志君） 同じく雑入の後期高齢者健診事業補助金でございますけれども、後期高齢者の健診については、実施する市町村の健診費用について、後期高齢者広域連合から全額補助することになっているところですが、集団健診の終了に伴い実績により減額するものです。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 幼児教育課関係です。

放課後児童、それから、一時保育につきまして、それぞれ実績見込みによるものがございます。農政課長（照井智則君） 同じく、下から二つ目、農業経営体育成換地等調整事業返還金でございますけれども、平成17年度に秋田県土地改良事業団体連合会に対しまして、町が本堂城回地区の換地計画作成業務として1,438万6,000円の支払いをしておりましたが、国から事業主体である秋田県土地改良事業連合会に対しまして消費税の取扱に対する指導があり、同連合会が国及び県に返還を要する消費税の補助金相当額を計上するものがございます。

総務課長（深澤廣君） 最後の土地改良区総代選挙費受入金でございますが、これは仙南土地改良区にかかわるもので、無投票になったことによる減額でございます。

企画財政課長（小原正彦君） 次に、20款1項1目1節でございますが、こちらは振興基金の造成につきまして、合併特例債の充当残をこれまで行政改革等推進債を予定してございましたが、より有利な県の市町村振興資金を充当することとしたことによる借入先の変更によるものがございます。

次に、2目2節でございます。畜産環境整備事業債につきまして、合併特例債のほかに県の振興資金を予定してございましたけれども、少額であることから、借入実行を行わなかったものがございます。

次に、3目商工債でございます。

1節の商工振興事業費につきましては、街なみ環境整備事業の事業費確定による減額でございます。

2節観光施設整備事業債につきましては、湯とぴあ雁の里源泉掘削工事の事業費確定による減額でございます。

4目土木債でございます。

1 節、2 節はいずれも事業費確定による減額でございます。

3 節都市計画事業債につきましては、防災まちづくり事業の補助の前倒しによる追加がございまして一般財源が減少したことにより、それに伴い、起債額が減少しているところでございます。次に、5 目消防債でございます。

1 節統合消防分署整備事業債でございますが、広域消防西分署建築事業費の確定による広域消防費負担金の減額による起債の減額でございます。

6 目教育債でございますが、1 節教育施設整備事業債につきましては、学校の大規模改修に伴う額の確定による減額でございます。

2 節の教育助成事業債につきましては、奨学資金貸付金の確定による減額でございます。

総務課長（深澤 廣君） 続きまして、歳出をご説明いたします。

各款に共通したことでございますが、2 節、3 節、4 節の人件費にかかわる部分は、3 月分支払いを見込んだ上での補正となります。

4 節の共済組合負担金の増額補正が随所に出てきますが、これは負担金の割合が昨年9月から引き上げられたことによります。以下、人件費の説明は省略させていただきたいと思っております。

1 款1 項1 目議会費、それから、2 目の議会広報費、ともに今後支払いが見込まれないことによる減額でございます。

2 款1 項1 目の一般管理費でございますが、ここも請負差額や今後において支払いが見込まれないことによる減額となります。

次のページに行きまして、2 目の行政推進費、3 目の文書広報費、ともに今後支払いが見込まれないことにより減額ですが、3 目の11 節印刷製本費でございますが、これは町広報の印刷代でございます。

それから、5 目財産管理費ですが、これも実績、請負差額等により支払いが見込まれないことによる減額でございます。

6 目の企画費でございますが、13 節委託料、予約制の乗合タクシーの運行は平成20年4月から実施してございますが、当初、国の補助対象は平成20年6月からと見込まれておりましたので、4 月分、5 月分につきましては自前で対応しなければならないと考えておりました。しかし、実際には平成20年4月から補助対象となりましたので、不用となっております。

それから、19 節、一つ目の生活バス路線等維持費補助金でございますが、今年度分の負担額が確定したことによります。それから、三つ目の美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金でござ

ざいますが、3月までの利用を考慮した上での実績による減額となります。

企画財政課長（小原正彦君） 7目電子計算費でございますが、11節需用費は、電算装置の修繕とプリンター関係の消耗品を追加するものでございます。

12節の役務費でございますが、ホームページのアイコン作成手数料を自前で作成したことによる減額でございます。

13、18節につきましては、内容の見直し、請負差額等による減額でございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 同じく、8目交通安全対策費でございますが、11節は支出が今後見込めないために減額するものでございます。

12節から次の82ページの18節までは交通指導車の購入によります実績の精査でございます。

9目防犯対策費でございますが、これは負担金の確定によりまして、今後支出が見込めないもので、減額するものでございます。

10目諸費でございます。これは自衛官の募集事務委託金の減額することによりまして、財源を補正するものでございます。

総務課長（深澤 廣君） 11目の地域活性化・生活対策臨時交付金事業についてご説明いたします。

これにつきましては、繰越明許費として来年度に繰り越しされることとなります。11節、管理用消耗品費でございますが、これは災害時における生活用品等の防災備蓄品の購入となります。

それから、13節の委託料の一つ目、登記事務委託料でございますが、15節の工事請負費の一番上に道路新設改良工事とございますが、この道路改良による用地購入に伴う登記費、それから、二つ目の測量調査委託料ですが、これは同じく、道路改良における測量調査費となります。それから、三つ目の設計管理委託料でございますが、これは15節の工事請負費の中にございます四つ目の仙南交流センター温風暖房機設置工事、それから、一番最後にございます仙南交流センター屋根防水工事の設計管理料となります。

それから、15節の工事請負費でございますが、ここに記載されてあるとおりの内容となります。

それから、17節の土地購入費でございますが、これは道路改良に伴うものでございます。

それから、18節の備品購入費ですが、三つ目のスクールバス、これは2台となります。それから、一番最後のデジタルテレビ等でございますが、これは保育所・幼稚園、小中学校、社会教育施設などで、テレビ47台分と付属品ということになります。

それから、19節の統合型位置情報通知システム導入事業負担金でございますが、これは広域市

町村圏組合に対するもので、緊急時に携帯電話で119番通報したとき、通報している場所が直ちに確認できるというシステムでございます。

それから、22節の補償金は、用地買収に伴うものでございます。

それから、27節、それから、戻りまして12節は、スクールバス購入に要する経費でございます。以上です。

住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして、12目定額給付金事業費でございますが、定額給付金事業は、国が景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として実施するための事業でございます。3節から14節までは事務費に相当する部分でございます。

8目の報償費でございますが、高齢者や一人暮らし、寝たきりの方など、申請手続の困難な世帯に対し支援していただくために、民生委員等に協力いただくための費用でございます。

11節は、事務にかかわる費用でございます。

12節は、郵便代や口座振込にかかわる手数料でございます。

13節は、電算のシステム改修に伴う費用でございます。

14節は、パソコンやプリンターなどの事務機器の借上料でございます。

19節定額給付金でございますが、この事業は、2月1日を基準日としまして、定額給付金が交付されるものでございます。65歳以上の方が6,892人、18歳未満の方が3,445人、この方々へは2万円が給付されます。そのほか、1万2,547人の方には1万2,000円が給付されまして、合わせまして2万2,884人の方がこの定額給付金の給付対象となります。この中には、外国人の方が84名いらっしゃいます。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

84ページをお願いいたします。

11節、12節でございますが、住民基本台帳カードの発行増によるものでございまして、増額をお願いするものでございます。13節の委託料は、戸籍システム補修業務委託の請負差額の精査によります減額でございます。

総務課長（深澤 廣君） 4項の選挙費の2目、3目、4目、6目につきましては、実績により減額するものでございます。選挙が無競争等になりまして、不用額が出てございます。以上です。

企画財政課長（小原正彦君） 5項1目、2目につきましては、委託料の減による財源の振りかえと実績による減、さらには今後、経済センサスの協力依頼のための郵送料の追加でございます。

総務課長（深澤 廣君） 86ページをお願いいたします。

6項1目の監査委員費でございますが、これは今後支払いが見込まれないことによる減額でございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 3款1項1目社会福祉総務費の20節の扶助費でございますけれども、ごみ袋の有料化に伴いまして、乳幼児や寝たきり等で紙おむつを使用している高齢者などを対象に実施しているごみ袋の給付事業ですが、町が保管しているごみ袋を直接対象者に給付することといたしましたので、不用となったものでございます。

2目障害者福祉費の13節の電算委託料ですが、障害者サービスの講習会などに対応するためのシステム改修費用でございます。また、日中一時支援事業は、利用者等の実績見込みにより減額しております。

それから、20節の扶助費ですけれども、補装具については、不足が生ずる見込みであるため増額しております。透析通院者支援費と更生訓練給付費については、対象者の減により減額でございます。

それから、高齢者福祉費でございますけれども、13節の委託料につきましては、事業費等の実績見込みにより補正したものでございます。

87ページの一番上の方の生きがい活動支援通所事業ですけれども、これにつきましては、送迎用の車両の燃料費や修繕費などに不足が生じたため補正するものでございます。

また、特定高齢者把握事業から訪問型介護予防事業委託料までは、広域からの受託事業でございますが、それぞれ事業費等の終了や実績見込みにより減額しております。

15節工事請負費の減額ですが、老人福祉センター清水苑の下水道接続等の給排水工事の請負差額によるものでございます。

19節の老人福祉施設措置費負担金ですが、養護老人ホームの入所者の措置費でございます。入所者増を見込んでおりましたけれども、現在のところ、対象1名、入所1名という状況でございますので、精査により減額するものでございます。また、広域介護保険事業費負担金ですけれども、主に給付費の伸びによる増額でございます。

それから、20節の扶助費でございますけれども、それぞれ精査により補正してございます。温泉の利用料助成につきましては、千畑温泉保養所の閉鎖に伴い、5月の中旬から町内のどの温泉施設でも利用できるよう制度を改正したところでございますけれども、昨年に比べ約2割近くの利用が伸びてございますので、今回増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目の医療給付費でございますが、13節委託料の検診委託料は、後期高齢者の検



診実績による減額でございます。その下、電算委託料ですけれども、平成21年度からの後期高齢者医療保険料の軽減対策に伴うシステム改修費用でございます。

それから、19節後期高齢者医療広域連合事務費の負担金ですが、構成市町村で負担する経費の確定によるものでございます。

28節の繰出金でございますけれども、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、基盤安定負担金などの確定に伴う減額でございます。その下、後期高齢者医療特別会計繰出金ですけれども、保険基盤安定分の確定によるものでございます。

続きまして、2項の2目、児童手当でございますけれども、歳入でも申し上げましたけれども、定期の支給が終了したことに伴う精査による減額でございます。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 4項でございます。

88ページお願いします。

7節の賃金、これについては精査によるものです。

11節の修繕料ですが、これは公用車車検など3件の修繕料です。ほかの項目は精査によるものです。

13の委託料、給食調理業務委託料、これは給食協会との仮清算によるものです。その下の保育業務委託料については、広域入所児童の増に伴うもの。ほかは精査です。

14節と15節は、請差によるもの、14節は精査に伴うものです。

18節のタイムカードレコーダーです。これは各園と児童クラブ計6台、63万9,000円の購入予算ですが、その不足分を補正するものです。これはデータ集計機能のついた機器を新しく更新するものです。

19節も精査によるものです。

次の5目です。

子育て支援関係。

8節、11節とも精査によるもの。

12節は、くみ取り料の不足分です。

20節の扶助費、これは乳児養育支援金の実績見込みによる減額補正でございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 6目子育て応援特別手当交付金事業費ですけれども、子育て応援特別手当の支給に伴う事務費等給付金でございます。249名分を予算措置してございます。

それから、4款2項の7節の母子保健賃金ですけれども、乳幼児健診における在宅の看護師や

歯科衛生士などの賃金ですけれども、事業費の精査により減額しております。

次、13節の予防接種委託料の妊婦健康診査委託料は、出生数や母子手帳の交付状況などの精査により減額しております。

23節の返還金ですけれども、平成19年度の保険事業費国庫負担金の清算によるものでございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 3目環境衛生費でございますが、水の里シンポジウム開催費用の精査によるもの、それから、不法投棄監視や不法投棄のごみの処理にかかわる経費の精査によるもの等でございます。

次の90ページをお願いいたします。

15節の工事請負費でございますが、最終処分場の設置工事、完了しまして、その請負差額でございます。

2項1目清掃費でございます。

これもごみ分別大辞典の請負差額、11節の印刷製本費等でございます。

それから、12節では、ごみ袋販売手数料で、今後、支出が見込めないものを計算しまして減額するものでございます。

13節も委託契約確定による差額でございます。

19節は、これから支出するもの等を計算しまして、今後、支出が見込めない額を減額しているものでございます。

農業委員会事務局長（小野寺光廣君） 6款1項1目農業委員会費ですが、9節は農業委員改選に伴う委員数減による総会、各種会議などの費用弁償の減額補正でございます。

19節の農業委員研修費補助金ですが、8名の不参加による減額補正でございます。以上でございます。

農政課長（照井智則君） 同じく91ページ、3目農業振興費ですけれども、1節の報酬、7節の賃金、8節の報償費、9節の旅費、11節の需用費、13節は事業費の精査により減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金ですけれども、事業費または額の確定により減額するものでございますけれども、ブランド品目作付支援事業につきましては、作付面積が1万9,819平米と伸びたため、必要額の補正をお願いするものでございます。

24節投資及び出資金でございますけれども、スーパーL資金の貸し出しに対する債務保証のた

めの出資金で、県農業信用基金協会に出資する額を補正するものでございます。

同じく4目畜産業費ですけれども、13節委託料は、事業費の精査により減額するものでございます。

19節は、平成20年度から県が新たに実施した優良雌牛導入事業に対する補助金で、45万円を上限として、A3以上の雌牛を導入した場合10%助成するもので、雌牛5頭に対する補助金の額の補正をするものでございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

23節の肉用牛導入事業国庫返納金ですけれども、平成18年度から5年かけて国庫繰り出し分を国に返還するために要する額で、返還後の基金造成額の総額は871万1,280円となります。28節の特別導入事業基金繰入金ですけれども、肉用牛導入特別事業基金から発生した利子の確定によるものでございます。

同じく5目農村整備費でございますけれども、11節、13節は事業費の精査によるものでございます。

それから、15節工事請負費ですけれども、金沢ダムガードパイプ修繕工事の額の確定によるものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、事業完了によるものでございます。

23節の償還金利子及び割引料でございますけれども、国から秋田県土地改良事業連合会に消費税の取り扱いに関する指導があり、同連合会がこれまでに受託した平成17年度の本堂城回地区の換地計画作成業務に係る事業費のうち、消費税の一部を国と県に返還するために計上するものでございます。

続きまして、2項1目林業費13節の委託料は事業費の精査によるものでございます。

商工観光交流課長（小林宏和君） 93ページをお願いします。

7款1項2目でございます。

企業誘致奨励金につきましては、町内の誘致企業3社の固定資産税額、それから、常用雇用人員が確定したことによります増額であります。その下のプレミアム付き商品券でございますが、これは事業振興会が行うプレミアム付きの商品券ですが、これは地域経済対策の一環として、それからまた、今後の地販地消推進の一つのきっかけとしてプレミアム分の2分の1以内を支援するものでございます。500円券2万枚の発行が予定されてございます。

次、3目でございます。

8節、11節、13節は、事業実績によります減でございます。15節ですが、街なみ環境整備工事、それから、コミュニティスポーツ施設整備の補助事業額確定のための減額でございます。

19節、白鳥関連ですが、鳥インフルエンザに関連しまして餌付けを地域で中止したことによります減であります。その下の千畑ヘルス観光関連では、建設償還金の繰上償還清算による減額となっております。景観推進整備につきましては、景観整備の補助事業確定のための減額となっております。

4目の11節です。これは仙南温泉の秋以降の灯油値下がりによる減額でございます。

14節、これにつきましては、同じく仙南温泉の当初の見込みよりタオルセットの貸し出し需用が増したための増額をお願いするものでございます。

次のページ、94ページをお願いします。

15節でございますが、2番目のさく井工事であります。これは仙南温泉の源泉確保のための工事でございます。湧湯量に伴った契約額の減額、それから、温泉への供給設備に要する経費を加味した工事額の確定によりまして、予算の減額をお願いするものでございます。その他工事につきましては、請負差額と工事实績による減額でございます。

19節であります。これは仙南温泉から六郷、千畑温泉への共通利用券の活用がなされてございまして、それに関する増額をお願いするものでございます。以上であります。

建設課長（鈴木 隆君） 8款2項1目の道路橋梁総務費でございますが、13節は道路台帳補正業務委託料などの額の確定による減額でございます。

次に、2目の道路維持費でございますが、除排雪関係につきましては、平成20年度、例年より降雪が少なく一斉出動が19回から21回となっております。このため各節を減額するものでございますが、7節につきましては、土日の出動回数が多くなってございまして、運転員の時間外として賃金の増額補正をお願いするものでございます。

18節につきましては、除雪機械導入の請負差額分の減額でございます。

次に、3目の道路新設改良費でございますが、地方道路整備臨時交付金が当初要望より減額されたために、それに見合う事業料を減額しております。その他、支払いが見込まれない部分につきましても減額しております。

続きまして、96ページをお願いいたします。

3項1目の河川総務費でございますが、今後、支払いが見込めないため減額するものでございます

4項1目の都市計画総務費でございますが、これも今後、支払いが見込めないために減額するものでございます。

2目の都市公園費でございますが、事業の完了及び精査による減額でございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 3目のまちづくり推進費でございます。

13節の委託料でございますが、防災行政無線工事の設計及び設計管理委託料の請負差額と災害ハザードマップ作成業務委託料の請負差額、それから、18節、次のページの備品購入費でございますが、当初、指揮広報車を購入計画でございましたが、防災無線工事の方に事業費を振りかえいたしまして、それに伴います備品購入費の減額でございます。

建設課長（鈴木 隆君） 5項1目19節の負担金補助及び交付金ですが、合併浄化槽の設置実績によりまして減額するものでございます。

28節の繰出金でございますが、下水道特別会計におきまして、下水道事業の受益者負担金、使用料などの増収、施設管理費などの確定に伴いまして、特別会計への繰出金を減額するものでございます。

6項1目の住宅費住宅管理費でございますが、事業の完了及び事業費確定による減額でございます。

2目の住宅建設費でございますが、これも事業完了及び事業費確定による減額でございます。以上でございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 98ページ、9款1項1目でございます。

19節でございますが、大曲消防署西分署新築工事完了に伴う精査でございまして、減額となっております。

2目の非常備消防費でございますが、7節、8節は、消防訓練大会や出初め式の精査に伴うものでございます。

3目の消防施設費でございますが、19節消火栓設置の負担金の減額でございます。当初、24基計画でございましたが、現地の精査により19基に変えたことによりまして減額でございます。

4目水防費でございますが、9節費用弁償が減額となっております。これはことしから水防講習が町主催で実施することとなりましたが、ポンプ操法講習と同日開催となったため支払いが生じませんでしたので、減額するものでございます。

学務課長（高橋 薫君） 10款1項1目教育委員会費の費用弁償の増は、教育委員会開催回数の増によるものでございます。そのほかにつきましては、事業の確定に伴う精査によるものでござ

います。

2目、事務局費ですが、事業の確定に伴う精査によるものでございます。

3目、教育助成費の増額分ですが、11需用費、修繕料で、スクールバスの客席のシートベルトを子供たちの安全確保のために巻き取り型に変更する経費と、スクールバスの燃料費の精査によるものでございます。

減額分ですが、7節賃金については、生活支援の教員免許有資格者と無資格者の差額によるもの、あるいは複式学級解消講師、1人分ですが、県費負担となったためによるものでございます。

20節扶助費、21節貸付金については、準要保護申請者及び奨学資金の借入者が当初見込みよりも少なかったことによるものでございます。ここは事業の確定の精査によるものでございます。

次のページの、2項1目小学校学校管理費の主な増分ですが、11節印刷製本費で社会科副読本の増刷分でございます。減額分につきましては、燃料単価の安価になったことや、暖冬による燃料費、電気料の減額、その他は、精査及び請負差額によるものでございます。

2目教育振興費ですが、事業確定による精査であります。

3項1目の中学校、学校管理費の増額分ですが、千畑中の外灯、照明器具等の修繕、六中の換気扇の修繕、仙南中の楽器の修繕等であります。減額ですが、同じく燃料単価あるいは暖冬による燃料費等の減、そのほかにつきましては、事業確定による精査、請負差額によるものでございます。

2目教育振興費ですが、事業確定による精査であります。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 4項1目です。

幼稚園費。

11節、19節、13節の警備委託料につきましては、精査によるもの。給食調理業務委託料については給食協会との仮清算に伴うものです。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 103ページ、5項1目社会教育総務費でございます。

こちらは各種社会教育事業の清算見込みによる減額補正でございます。

3目文化財保護費につきましては、中屋敷遺跡の発掘調査の事業完了見込みによる減額補正でございます。

次のページ、お願いします。

4目の社会教育施設費でございますが、こちらは社会教育施設の維持管理費の清算見込みによる補正でございます。

6項1目保健体育総務費でございますが、こちらは体育指導員、各種スポーツ教室、大会にかかわる清算見込みによる補正でございます。

2目の保健体育施設費でございますが、こちらは町内体育施設費にかかわる清算見込みによる減額補正でございます。

学務課長（高橋 薫君） 3目の学校給食費ですが、次のページになりますけれども、増額につきましては、11節の修繕料で北学校給食センターの給水モーターの取りかえや、南学校給食センターの洗浄器の蒸気漏れの修繕経費でございます。主な減額ですけれども、原料費単価が安価になったことや、行事等による給食提供日数の減、そのほかは事業確定によりました精査、請負差額によるものでございます。

企画財政課長（小原正彦君） 続きまして、13款2項1目基金費でございますが、8億2,557万5,000円の補正でございます。内訳は、財政調整基金にこれまでの取り崩し分としまして4億7,145万3,000円を補正し、存置の1,000円と合わせ4億7,145万4,000円の積み戻しを実施するものでございます。このほかに公共施設等再編ということで、今後の財政需要に対処するために、4,100万円の積み立てを行ってございます。これによりまして、財調の現在高は9億5,000万円となります。

次に、減債基金につきましては、2億2,199万9,000円の補正で、これまでの存置の1,000円と合わせまして、2億2,200万円の積み立てを行います。財政の健全化のために平成21年度で借り換えを行う予定の起債につきまして、現在、県と貸付機関等と交渉中でございますが、その調整がつき次第、繰上償還に切りかえる予定でございます。減債基金の現在高は5億円となります。

また、今定例会議案第6号で提案しております美郷町地域活性化基金9,100万円も積み立ててございます。

ふるさと美郷子ども育成基金には、これまでの寄付金と利子分を合わせまして12万3,000円の積み立てを行ない、ふるさと美郷子ども育成基金の現在高は117万8,000円としてございます。

次に、14款1項1目予備費でございますが、平成21年度の繰越財源としまして1億円、それから、今回の歳入歳出額を調整した額として、合わせて1億2,158万3,000円の補正を行ってございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明漏れありませんか。

これで議案第21号の説明が終わりました。

これにて10分間休憩します。

(午後1時57分)

---

(午後2時07分)

---

議案第22号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第29、議案第22号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(辻一志君) 国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

歳入の方からご説明したいと思いますので、121ページをごらんください。

3款1項国庫負担金の1目と2目でございますけれども、一般被保険者に係る平成20年度の国の負担金が確定したことによる補正でございます。

2項国庫補助金ですけれども、歳出で補正しております療養給付費と高額療養費について、普通調整交付金分を補正するものでございます。

それから、4款、療養給付費の交付金ですけれども、退職被保険者に係るものですが、交付金額の確定によるものでございます。

6款の高額医療費共同事業負担金ですけれども、平成20年度分の確定によるものでございます。122ページをお願いいたします。

2項、県からの財政調整交付金ですけれども、療養給付費等について普通調整交付金分を補正するものでございます。

それから、7款の共同事業交付金ですけれども、1目、2目とも平成20年度分の確定によるものでございます。

8款の財産収入は、基金の利子でございます。

それから、9款、一般会計からの繰入金ですけれども、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、国保の方から軽減世帯が減少しております。そのため、保険税の軽減分を補てんする基盤安定の負担金や、あるいは負担能力などを基準に地方財政措置がなされている財政安定化支援事業



が減額となっております。また、出産育児一時金につきましては、国保加入者の出生見込みによる減額でございます。

11款の一般被保険者第三者納付金ですけれども、実績見込みにより減額でございます。

続きまして、歳出の方をご説明いたします。

124ページになります。

2款保険給付費の1項1目ですけれども、一般被保険者の療養給付費に不足が見込まれるため補正するものでございます。

2項の退職者分については、歳入補正の財源の組み替えでございます。

2項、高額療養費につきましては、不足が見込まれるため補正するものでございます。

それから、4項の出産育児一時金と、その下、葬祭費でございますけれども、今後の支出見込みにより実績見込みを考え、減額するものでございます。

5款の老人保健拠出金ですけれども、財源の組み替えでございます。

それから、7款共同事業拠出金ですけれども、平成20年度拠出金額の確定によるものでございます。

8款の保険事業費ですけれども、集団健診として実施した特定健診の事業終了により補正するものです。

126ページ、お願いいたします。

9款の基金積立金は、歳入で補正いたしました利子を基金に積み立てるものでございます。

12款は予備費でございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第22号の説明が終わりました。

---

#### 議案第23号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第30、議案第23号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 議案第23号についてご説明いたします。

簡易水道事業特別会計でございますが、133ページ、歳入をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 1 節の負担金でございますが、六郷東部地区簡易水道事業によります消火栓設置数の確定、また、新規接続の実績による加入分担金の減額でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節でございますが、水道水の使用量が少なくなったために、使用料収入を減額するものでございます。

2 節は滞納繰越分の収納実績による増額でございます。

2 款 2 項 1 目 2 節の検査手数料でございますが、実績によります増額でございます。

5 款 2 項 1 目 1 節の基金繰入金でございますが、負担金及び料金収入が減となったために財源として基金より繰り入れ増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7 款 3 項 1 目 2 節の雑入でございますが、取りかえたメーターの売り払い実績によります増額でございます。

続きまして、135ページ、歳出をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目でございますが、人件費、管理費の確定によります減額でございます。

2 項 1 目でございますが、施設管理費の確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

1 款 3 項 1 目 15 節でございますが、畑屋地区簡易水道事業第 3 工区におきまして管延長の増に伴い工事費の増額をお願いするものでございます。

2 款 1 項 1 目の元金変更はございません。

3 款 1 項 1 目の予備費については、事業の財源とするため減額しております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第23号の説明が終わりました。

---

#### 議案第 2 4 号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第31、議案第24号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 4 号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 議案第24号、下水道事業特別会計の補正についてご説明いたします。

初めに、143ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正ですが、今年度実施いたしました公共下水道事業におきまして、町単独分の工事延長が減ったために工事費が減額となったため、それに伴い事業債の限度額を減額するものでございます。その他変更はございません。

146ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項1目1節は受益者負担金、滞納繰越分につきましては、収納実績による増額補正でございます。

2款1項1目1節の使用料でございますが、これは実績によるものです。また、31戸の接続増と使用水量がふえたことによるものでございます。2節の滞納繰越分は収納実績による増額でございます。

4款1項1目1節の繰入金でございますが、受益者負担金、使用料など増収、施設管理費などの確定に伴い特別会計からの繰入金を減額するものでございます。

6款3項1目1節でございますが、消費税の還付金が収入となったものでございます。

7款1項1目2節の下水道事業債でございますが、町単独分の工事延長減により減額するものでございます。

148ページ、歳出をお願いいたします。1款1項1目の一般管理費でございますが、11節は排水工事指定店の表示プレートの増額をお願いするものでございます。27節の消費税は実績による減額でございます。

1款2項1目でございますが、管理費の確定により、今後支払いが見込まれないため減額するものでございます。

3項1目の下水道整備事業費は、事業完了に伴う減額でございます。

2款1項1目は、変更はございません。

3款1項1目予備費につきましては、歳入歳出精査により増額しております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第24号の説明が終わりました。

---

#### 議案第25号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第32、議案第25号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長(鈴木 隆君) 議案第25号、農業集落排水事業特別会計補正についてご説明いたします。

159ページ、歳入をお願いいたします。

2款1項1目1節の使用料、現年度分でございますが、これは実績に基づく減額でございます。使用水量が前年度より減少していることに伴うものでございます。

2節の滞納繰越分につきましては、収納実績による増額でございます。

6款3項1目2節の補償金でございますが、県道角館六郷線歩道設置工事に伴いまして、集水升の移転費確定により、県からの補助金が減額になったものでございます。

160ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費でございますが、27節は消費税の中間納付によります増額でございます。

2項1目11節は、電気料金の不足分として増額をお願いするものでございます。その他につきましては、管理費の確定や購入実績による減額でございます。

3款1項1目予備費でございますが、一般管理費の財源として減額しております。以上でございます。

議長(伊藤福章君) これで、議案第25号の説明が終わりました。

---

#### 議案第26号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 次に、日程第33、議案第26号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(辻 一志君) 後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

169ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目と 2 目でございますけれども、平成20年度中に実施された保険料の軽減措置によりまして、特別徴収の保険料が減額となっております。ただ、特別徴収額の決定後に保険料が減額となったため、特別徴収を継続できず普通徴収に切りかわった方がありまして、普通徴収の方は増額となっております。

3 款の繰入金でございますけれども、一般会計からの繰り入れで基盤安定負担金の確定による補正でございます。

170ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目の広域連合に対する納付金でございますが、歳入に合わせて保険料分を減額し、基盤安定分を増額するものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第26号の説明が終わりました。

---

#### 散会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日午前10時本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 2 6 分）

